

「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」の構成

序 章 基本方針策定の趣旨

1. 背景と目的

良好な景観への関心の高まり、景観法の制定などを背景に、平成20年3月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を制定し、県民・事業者・市町村と協働で良好な景観の形成に向けて取り組んでいくこととしています。

基本方針は、条例第7条の規定に基づき、『良好な景観の形成に関する基本的方向』、『良好な景観の形成に関する施策を推進するための基本的な事項』、『その他良好な景観の形成に関し必要な事項』を定め、本県の良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ広域的に推進するために策定するものです。

2. 位置付け

基本方針は、県が良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ広域的に推進するための方針であるとともに、市町村・県民・事業者が良好な景観の形成に向けた取組を行う際の指針ともなるものです。

第1章 良好な景観の形成に関する基本的方向

1. 千葉県の景観特性

本県の景観特性を、「自然系（水辺系、山地系、農村漁村系）」、「歴史系」、「市街地系」に分類し、それぞれの特性を整理しています。また、別の観点である「人の感じ方や行動から見た景観」について特性を整理しています。

2. 良好な景観の形成に関する基本目標

良好な景観を形成し次世代に継承していくため、5つの基本目標を設定します。

自然の地形や水系、緑などの景観を守り育てる

歴史的・文化的景観を守り育てる

快適で潤いのある生活景観を守り育てる

地域の個性を活かした魅力ある景観を守り育てる

景観づくりの担い手を育てる

第2章 地域別の良好な景観の形成に関する基本的方向

美しく魅力ある県土を形成していくためには、地域の特性を活かしながら、広域的な視点での良好な景観の形成についても考慮していく必要があることから、県を7つの地域に区分し、地域区分毎に景観特性及び景観形成の方向性をまとめています。

江戸川地域 利根川水郷地域 東京湾千葉地域 房総台地地域
九十九里海浜地域 房総森林地域 南房総海岸地域

第3章 良好な景観の形成に関する施策を推進するための基本的な事項

良好な景観の形成に関する施策を推進していくための基本的な考え方について示しています。

1. 県民・事業者の景観づくりへの参加の促進
 - 景観教育や担い手の育成
 - 景観づくりへの参加意欲の高揚
 - 県民・事業者の参加の場づくり
 - 県民・事業者が主体の景観づくりへの支援
2. 市町村主体の良好な景観の形成への支援
 - 良好な景観の形成に関する普及・啓発
 - 広域的な課題に対する調整
 - 調査研究
3. 公共施設における良好な景観の形成
 - 「千葉県公共事業景観形成指針」に基づく公共事業の実施
 - 県民や事業者と共に育む公共施設
 - 市町村景観計画への対応
4. 良好な広域景観の形成
 - 広域景観計画の策定
 - 屋外広告物の整序

第4章 その他良好な景観の形成に関し必要な事項

1. 景観関連法制度等との総合的な展開
 - 良好な景観の形成を総合的に推進するため、景観法、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法、文化財保護法、自然公園法、農地法、森林法など、景観に関連する法制度等との総合的な展開を図ります。
2. 体制の整備
 - 良好な景観の形成について庁内の横断的な連携を図るとともに、市町村、県民、事業者等と連携・協働して良好な景観の形成に向けた取組を推進するため、体制の整備を図ります。
 - 庁内調整会議の設置
 - 市町村連絡会議の設置
 - 広域景観づくりのための協議会（県・市町村・住民・事業者等）の設置

（参考資料）

県民や事業者、市町村等が良好な景観の形成に向けた取組を行う際に活用できるよう、補助制度や関連する法制度の概要、本県における百選などの景観資源等を参考資料として示しています。